

学校組織における被虐待児の発見・対応と 社会化をめぐる教師役割の再規定 (1)

— 学校・児童相談所・児童福祉施設による連携の実際を手がかりに —

蓮尾 直美¹・鈴木 聡²・山川 将吾³

Redefinition of Teacher's Role on Socialization and Finding/coping about Abused and neglected Children in the School Organization (1) ; through Cooperation among School, Child Guidance Center and Child Welfare Institution

Naomi HASUO, Akira SUZUKI and Shogo YAMAKAWA

要 旨

昨今社会問題となっている被虐待児の早期発見と対応は、単に家庭の問題にとどまるだろうか。実は、教育現場は、子供の福祉と密接に関わる地域関係機関や医療機関と並び、法律上も緊急の対応が求められる当事者機関の一つである。

このような喫緊の社会的要請下にあつて、本稿では教員養成に関わる社会学の見地から、子供の社会化、すなわち彼らの社会的自立を方向づけ「一人前」の社会人としての育成に直に関わる学校を巡る児童相談所、児童福祉施設をはじめとする地域連携・協働に焦点つけた調査結果を手がかりに考察を試みた。今回は主に小・中学校教師の抱く役割概念や連携に伴う役割葛藤に注目した。加えて、学校の組織的な側面をも視野に入れて考察を試みた。ただし紙幅の制約上、本稿では理論的前提および研究の手順としての「問題の設定・枠組み・調査方法」をはじめ調査結果の考察としての「児童相談所から見た教育現場の実際」や「児童養護施設入所児の社会化に関わる考察」についての執筆・掲載しかできなかった。このため、「学級社会における教師の役割葛藤とその再規定」については、別稿にあらためて執筆掲載することとした。^(*)

1. 問題の設定

教育現場を取り巻く現状は、不透明で混迷状況にあると受け止められて久しい。たとえば、昨今の「モンスター・ペアレンツ」等の出現は、学級内役割として果たすべき教授・指導と比べ、保護者との関係はより一層困難を伴うものと教師たちに受け止められる傾向にある。というのは、教師役割にとって対保護者関係は「校内暴力」をはじめ「いじめ」「不登校」さらには「学級崩壊」という対生徒関係の事象をはるかに越えて、自らの教職アイデンティティそれ自体をより一

層危機に陥れる可能性があるからといわねばならない。ちなみに、平成 11 年度に 4,470 名だった病気休職者は、同 20 年度には 8,578 名と、十年間でほぼ 2 倍増となっていることからこの可能性が窺える⁽¹⁾。

その上、病気休職者全体の 63.0% に及ぶ 5,400 名が精神疾患による休職者であり、その比率は年々増加の道を辿っている。また、平成 20 年度に病気等の理由で、本人の希望により降任した教員は、前年度の 106 名から 179 名へと大幅に増加した。降任希望の理由は、全体の半数が「健康上の理由」という。この背景には、とくに職務上の責任が重くなる 50 代を中心に、スト

¹ [三重大学 教育学部]

² [三重県児童相談センター中勢児童相談所 (長)]

³ [三重大学大学院 教育学研究科修士課程 2 年]

(*) 三重大学教育学部附属教育実践総合センター紀要第 32 号 23 頁～27 頁

レスなどによる理由が教職員に広がりつつあることが、文科省の「教員調査」によりわかる⁽²⁾。加えて、OECD 各国平均を大きく上回る年間 1,960 時間という日本の教師の法定勤務時間は、教師役割の内授業時間よりも事務作業や児童生徒への生活指導、保護者や外部との対応に費やされる実態が浮きぼりとなっている⁽³⁾。

既に触れたように「モンスター・ペアレンツ」による学校教師への要請は、元来、広範で境界線の曖昧な教師役割にとって、意識・無意識の重圧となる。というのは、児童生徒を直接の対象に営まれてきた教師役割の中で保護者との関係で引き起こされる葛藤は、教師の内面世界に相当のストレスを課して教師役割の大幅な変更を余儀なくされる契機となるからである。

今回の共同報告では、小・中学校の教師を対象の中心に据え、併せて幼稚園教諭・保育園保育士による地域連携の実際にも触れつつ考察を加える。それは、後出 362 頁の図 1 にみるように、小・中学校のみならず 3 歳児以上の就学前幼児を含めると、被虐待児に関する通告が、例年全国虐待対応件数の 7 割をはるかに上回るため、教師が教育現場でいかに早期の発見と対応に臨むか教師役割に対する期待は決して小さくない。⁽⁴⁾ それどころか、教育現場や教師による対応は虐待の未然防止のみならず、被虐待児の人生を左右する「鍵」を握る「意味ある他者」となり得るといっても過言ではないからである。

ところで、平成 22 年に発生した大阪・幼児ネグレクト死事件以来、現時点においても全国各地で児童虐待事件が繰り返され、近年一層増加傾向にあるといえる⁽⁵⁾。この背景には、まず、児童虐待が従来イメージされてきた「身体的暴力」よりも「心理的」及び「性的」虐待、さらには「ネグレクト」までの広い概念を包摂するようになったことが挙げられる。次に、児童虐待が一般に家族内の個人的で特殊な問題と受け止められがちであるため、学校の教師は自ら担任する教室内外で児童生徒により生じた生徒指導上の課題が家族内の児童虐待と直接に関わりがあるとは必ずしも認識できない、または認識したくない嫌いがある⁽⁶⁾。

このため、仮に虐待を疑うケースであっても、教師は通告の決断までに時間を要する現状があるものと考えられる。

そこで、われわれは教育現場をめぐる地域連携の実際を解明すべく今回とくに児童相談所（以下、児相）等との協働によりマイクロ・マクロ両面から社会的に接近して実証的に検討を加えることにした⁽⁷⁾。

このように、ここでは地域の未来を担う子供たちが家族や学校で通常受けるはずの「社会化」過程、とりわけ被虐待児の場合に着目する。このことにより、当

該の児童生徒が「一人前」の社会人として自立するために必要な標準的行動様式、知識技能及び道徳的諸状態⁽⁸⁾を習得する機会是如何にして獲得可能かその手がかりを得ることができるものと考えられる。

2. 研究の視点と枠組み

本研究では、既述のように児童虐待の発見と対応に際し重要な鍵を握る教育現場と、児童相談所、児童養護施設、市町村児童福祉関係部署及び民生委員・主任児童委員等との連携様態に着目して実証的に考察を加える⁽⁹⁾。

ところで、単に個人的特殊な問題ではない児童虐待は、多く社会構造に起因する。たとえば、貧困な母子家庭の場合、虐待は他の養育者よりも実母によるケースが多数を占めるといえる。確かに、わが国文化の役割構造に根差す母親に対する暗黙の養育期待は自明視されてきた側面がある。ただし他面で、このようなマクロ要因に規定された役割期待への実母による意味づけは、より主観的かつミクロの見地からすれば、実母による虐待の詳細な過程を質的に深く掘り下げ観察しなければ、他の養育者を上回るとする理由やその内実は不明のままと言わざるを得ない。

本研究では、このようにマクロとミクロを統合する観点から、教育現場での被虐待児発見と対応をめぐる地域連携の実際に接近して学校教師の自ら抱く役割概念に対する葛藤と再規定に至る様態を明らかにする。

その際、既述のように児童生徒への社会化を直接に担う教師にとって家族内で生じる児童虐待は、自らの役割範囲を越えると感じ、また保護者との「信頼」関係が壊れることにきわめて敏感になるものと考えられる。その上、教育現場では児童虐待の通告に踏み切った後、児相が件の児童生徒を両親から分離し児童養護施設入所の措置をとる割合は、全対応件数のうち、全国平均でほぼ 1 割にすぎない⁽¹⁰⁾。このため約 9 割の児童生徒は「在宅」のまま継続観察になる。この結果、虐待通告をようやくの思いで決断した教育現場は、児相への通告後に下された児童生徒の処遇経過の遅延や内容に少なからず異和感やズレを感じることも予測されよう。

以上のことから、本研究では、生命や身体上の危険など重篤な事例よりも、むしろ学校や教師にとって役割葛藤の生じ易い相対的に中軽度の、判断基準の曖昧な被虐待事例を取り扱いの中心とする。また、学校や教師が果たすべき役割に注目する場合、このように地域連携上曖昧で長期にわたりやすい事例こそ、教師間や教師個人の内面世界に役割葛藤を惹起して、教師役割の再規定を迫る可能性が高い。このため、学級をと

りまく学校組織内外の同僚教師や管理職との相互関係、また保護者や地域関係者との相互行為による軌轢を含む教師役割の様態について多面的・内在的に観察することが求められる。

ところで、教育現場をめぐる地域関係機関との連携上のいま一つの課題には、被虐待児にとって最善の利益とは何か、いわば地域連携の要ともいえる事項にもかかわらず関係者間で必ずしも判断基準の一致しない問題がある。

すなわち、ここで留意すべきは、次の3点である。一つは、被虐待児とその家族支援をめぐる地域連携の実際は、果たして被虐待児やその予備軍の将来を見据えた地域連携であるのか、その現状を問い直す必要がある。というのも、既に触れたように教育現場と児童福祉の最前線では、児相により措置された「被虐待児」のみならず、未だ通告に至らない被虐待の「疑い」や「虞れ」のある自宅待機で継続観察を要する児童生徒に対して学校や教師は十分に注意を要するからである。「児童虐待」事件への世間一般の観念には、「鬼」のような両親から被虐待児を一刻も早く分離すれば、「一件落着」とみなす傾向がある。このことは、裏面で被虐待児とその予備軍にとって必ずしも長期的な見通しのない、当該児の社会化や社会的自立に結びつかない対応になる。二つには、通常の役割でも曖昧な状況に多く直面する教師は、絶えざる意思決定を余儀なくされる。かかる教育現場の最前線にあって、教師は児相への「通告」を、保護者との「信頼関係」悪化をもたらしうる役割達成上の「アキレス腱」と受け止める傾向にある。

三つ目に、平成10年前後から今日に至る教育課題として挙げられる「授業崩壊」や「学級崩壊」において、その一因には児童虐待が関連することが予測される。というのは、マクロの観点からすると、児童虐待が報道され社会問題となった平成10年当時、学級崩壊現象もメディアで大きく取り上げられるようになった経緯がある⁽¹¹⁾。すなわち、学級社会崩壊時の児童生徒の行動パターンと被虐待児の学級内行動が一部酷似しており関係領域の専門家間では、ある程度共通認識となっているからである。

従って、本研究では教育現場をめぐる地域連携の実際からその成果や課題点を掘り下げ、被虐待児にとって「最善の利益」とは何か、すなわち彼らの将来を見据え、社会的自立が達成されるに相応しい標準的行動様式・知識・技能・道徳的諸状態を身につけた「一人前」の社会人となる、その様態を明らかにする。この際、被虐待児がその意に反して奪われた心身の拠り所を回復し自らの人生を切り開いていくためには、これを根底で支える被虐待児にとっての「意味ある他者」

はいかにして存在可能か、彼ら自身の意味づけや生き方を方向づける「意味ある他者」を内包する地域資源の発掘に向かう手がかりを探索する。

3. 調査方法

共同研究における上記課題を明らかにするために、以下の調査Ⅰ～Ⅳの手順に基づき質問紙調査を実施する。各執筆担当者は、今回、共同調査資料をベースに、児童福祉関係機関における専門的実践事例、教育現場での聞き取り調査等による事前の資料をも併用しつつ中間報告を試みている。調査対象の回収率及び属性は、表1～表4のとおりである。

調査Ⅰ

- 調査対象 三重県小学校教師 177名・回収率 34.2%及び中学校教師 242名・回収率 46.5% 管理職（小学校長 12名・回収率 57.2%中学校長 19名・回収率 100%）
- 調査時期 平成23年3月下旬～5月

調査Ⅱ

- 調査対象 同県幼稚園教諭 54名・回収率 41.9%・保育園保育士 251名・回収率 69.7% 管理職 75名（幼稚園長 18名・回収率 56.3% 保育園長 57名・回収率 89.1%）
- 調査時期 同年5月～7月

調査Ⅲ

- 調査対象 同県立学校（高等学校教師及び特別支援学校教師 総員 436名 管理職 総員 20名）
- 調査時期 同年6月～8月

調査Ⅳ

- 調査対象
 - 1) 三重県児童福祉関係機関
 - 2) カナダ・バンクーバー
- 時期 平成24年3～4月予定⁽¹²⁾。

表1. 質問紙回収率（小学校・中学校）

	職務	配布数	有効回収数	回収率
小学校	管理職	21	12	57.2%
	一般教員	517	177	34.2%
中学校	管理職	19	19	100.0%
	一般教員	520	242	46.5%
全体	管理職	40	31	77.5%
	一般教員	1,037	419	40.4%

表 2. 質問紙回収率 (幼稚園・保育園)

	職務	配布数	有効回収数	回収率
幼稚園	管理職	32	18	56.3%
	一般教員	129	54	41.9%
保育園	管理職	64	57	89.1%
	一般教員	360	251	69.7%
全体	管理職	96	75	78.1%
	一般教員	489	305	62.4%

表 3. 調査対象の属性 (性別・職務別)

	M	F	計
小学校	58	119	177
教員	32.8%	67.2%	100.0%
中学校	149	93	242
教員	61.6%	38.4%	100.0%
小学校	11	1	12
校長	91.7%	8.3%	100.0%
中学校	19	0	19
校長	100.0%	0.0%	100.0%

表 4. 調査対象の属性 (性別・職務別)

	M	F	計
幼稚園	0	54	54
教諭	0%	100.0%	100.0%
保育園	15	236	251
保育士	6.0%	94.0%	100.0%
幼稚園	0	18	18
園長	0%	100.0%	100.0%
保育園	3	54	57
園長	5.3%	94.7%	100.0%

(蓮尾 直美)

4. 児童相談所から見た教育現場での被虐待児発見と対応の実際について

1) はじめに

この分担執筆では、表 5 にあるような児童相談所 (以下 児相) から見た学校の虐待対応の課題点などを問題の出発点とし、アンケートから得られた教職員の意識がどのような形で連携関係を裏打ちしているのかを探り、更なる関係構築に向け、学校や児相の課題を検討するものである。

2) 児童虐待対応に係る学校の役割

平成 21 年度に全国の児相が対応した児童虐待相談 44,000 件のケース年齢内訳は、図 1 の通り小学生、中学生合計すると 52.3% となっている⁽¹³⁾。また、児童家庭相談の第一義的窓口となっている市町村への通

表 5. 児相から見た学校による虐待対応の課題点

- ① 見守りケースの状況悪化にもかかわらず、連絡が来ない
- ② 児相に対してまだ学校で出来る事があるのに強制介入を求めてくる
- ③ 保護者との信頼関係が壊れる事を理由にケースへの関与を避ける
- ④ 家庭の事には関与できない/するべきではない、との主張でケース関与を避ける

告は、学校等が 17.6% となっており⁽¹⁴⁾、児相以外の関係機関の中では最も多い。児童虐待の通告や対応に関して、学校の果たす役割には大きなものがある。

3) 児童虐待に対する教員の関心

今回実施したアンケートでは、まず教員全体としての児童虐待への関心度を聞いている (図 2)。それによると、「ほぼ全員関心あり」と「たいていの教員に関心あり」を合わせた数は、一般教員で 89.1%、管理職では 100% にのぼっており、全般に高い値を示している。

「教員の関心度」に関連して、それに影響を与えていると思われる理由を複数選択式で問うたところ (図 3)、「学校に対象児がいる事」がこの問題に関心を向けさせる最も大きな理由となっていた。

児童虐待の通告対応件数は年ごとに増加しているが⁽¹⁵⁾、それらは年単位での関わりを必要とするため、どんどんと蓄積しつつあり、そこに悲惨な虐待事件の

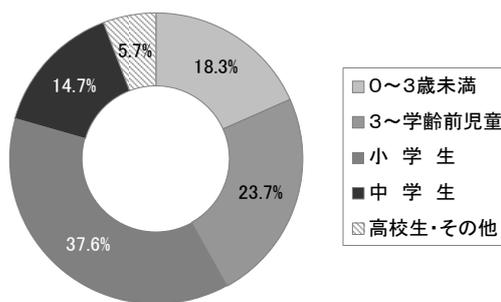


図 1 平成 21 年度虐待ケース年齢内訳

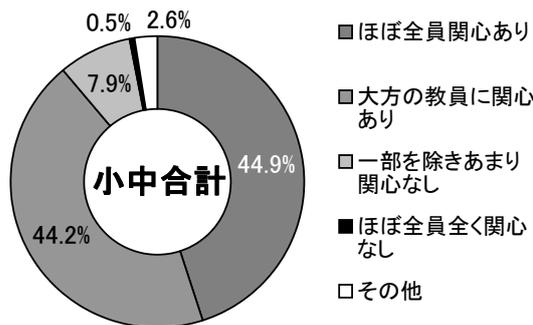


図 2 児童虐待への教員の関心

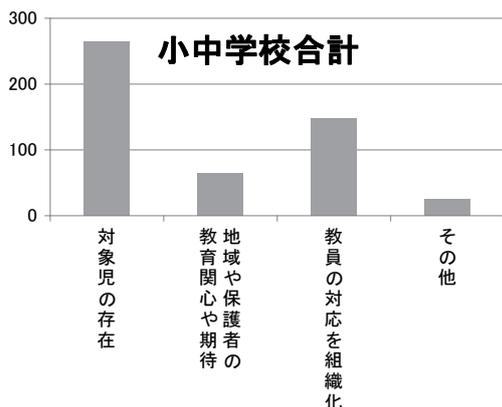


図3 教員の関心度に影響を与えているもの

報道も重なって、教員の関心は否が応でも高まっていると推測される。

4) 専門機関と学校の役割分担

アンケートでは、「被虐待の子どもは専門機関に対応を任せの方が良い」という意見に対する各教員の考えを聞いている（図4、図5）。結果を小中学校別に集計してみると、小学校では53.6%の教員が肯定的な回答を、中学校では62.8%が同様に答え、中学校の方が専門機関に任せる気持ちが強いことが示された。これは、子どもの年齢差により問題の出方が異なる事と共に、学級担任制／教科担任制という校種による形態の違いからくる「他との連携」へのハードルの低さも影響している可能性がある。また、小学校・中学校とも半数以上の教員が「専門家に対応を任せの方が良い」と回答したことは、教員が持つ対応への戸惑いや不安も示していると思われる。

次に否定的な回答を選んだ者についての自由記述を検討すると、57.4%が「専門家との連携が必要」と回答しており（図6）、虐待対応に重要な機関連携は多くの教員が肯定していた。

そうはいても、見相では学校の消極的な姿勢が感じられる場面は多い。虐待の通告は法定義務⁽¹⁶⁾であ

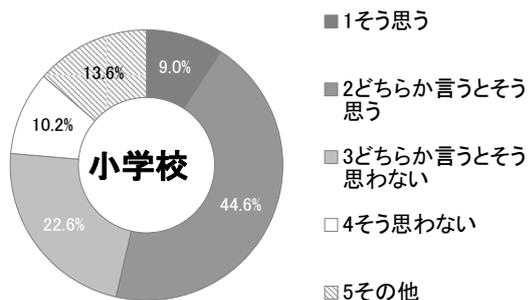


図4 専門家に対応を任せの方が良い（小学校）

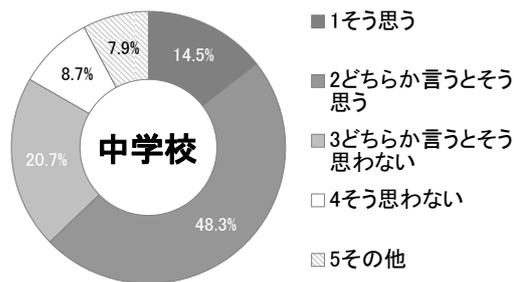


図5 専門家に対応を任せの方が良い（中学校）

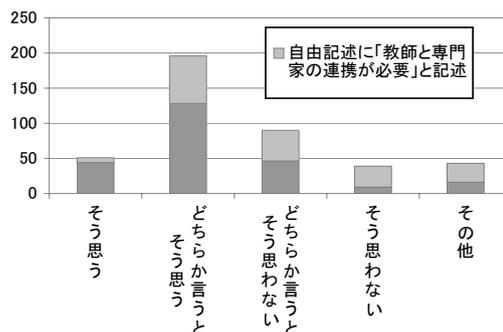


図6 自由記述の内容（小中教員合計）

り、マクロの視点では当然のこととして社会に浸透しつつあるが、それがなかなか進まない現実を各教員の思いというミクロの視点から探ってみた。

5) 通告における連携上の課題

実際の連携において、学校や教員が困難を感じているのはどのようなことであろうか。

アンケートでは「地域連携する場合の課題」を、関係機関への通告以前と通告以後について、表6に示した8つの選択肢から選ぶ形で問うている。

その結果は図7、図8のようになった。

ではこれらの課題について、一部個別に検討したい。通告前の課題として最も多くの教員が選択したのは「通告によって信頼関係が壊れる」であった（図7）。小中学校の差もほとんどない。自由記述からは、教員がいかに保護者との関係に気を遣っているかがよくわかる（表7）。

実はこの「信頼関係」は児童相談所にとっても学校と同じく大切なものである。ただ、多くの失敗の中で見相が学んできたものは、いざという場合には保護者との信頼関係よりも子どもの安全を選択する、と言う大原則である。場合によっては毅然とした対応も辞さない介入型ソーシャルワーク（以下SW）⁽¹⁷⁾という概念が登場したとき、多くの見相職員は戸惑った。しかし、それらの中で得たものは、新たな信頼関係とでも呼べるものが生まれる事が多い、という経験であった。

表 6. 地域連携する場合の課題

① 虐待の通告に際し、家族や保護者との信頼関係が壊れる
② 家族内の事は、学校や教師の仕事の範囲を超える
③ 地域の児童委員や自治会など学校の現状が理解されていないと感じる
④ 市町の福祉関係機関による対応は学校とのズレを感じる
⑤ 児童相談所による対応が遅れる
⑥ ケース会議後、一時保護や施設入所した児童の様子が分からない
⑦ ケース会議後、情報の共有が図りにくい
⑧ 特に連携上の課題は感じていない

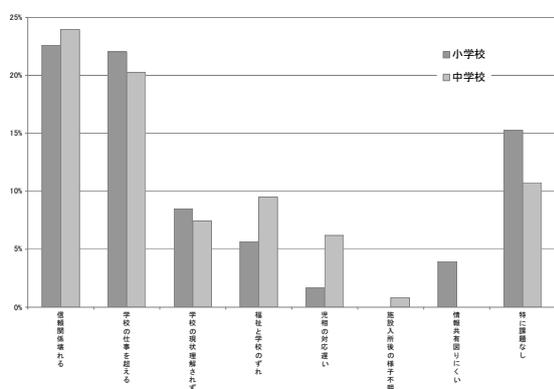


図 7 関係機関への通告以前の課題

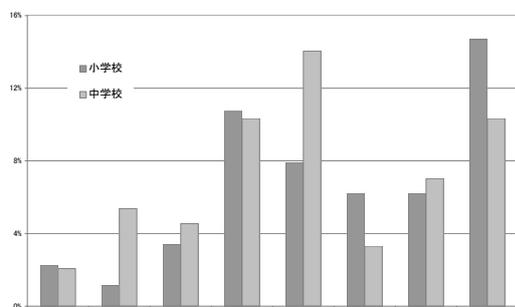


図 8 関係機関への通告以後の課題

表 7. 「信頼関係が壊れる」の自由記述

・保護者との連携・協力を前提とする学校の立場では家庭に入っていくにくい
・学校からの通告とわかると、心を開いてくれなくなるように思う
・公になっていない段階で家庭に立ち入ることには信頼関係を損ねる心配がある
・家族の考えや信頼にもとづいた教育活動を、どこで出来なくなるかを見極める難しさがある

通告前の課題として次に多く挙げられたのは、「家族内の事は学校や教師の仕事の範囲を超える」というものであった(図7)。これも小中学校での差はほとんどない。実はこの意見には様々な主張が含まれているが、一番多いのは「教師が家庭に入ることは出来ない」という理由のはっきりしない不文律のようなものが背景にある場合であった(表8)。児相もかつては行政の民事不介入原則を理由に家庭への介入を避けていた時があった。学校にとっても子どもの命や人権が危機にさらされている時、何を重視し、どう行動するのかを整理する必要があると思われる。

では、通告以後の課題はどうであろうか。一番多く、特に中学校から多く出された課題は「児相の対応」に対する批判であった(図8)。ここには児相の側が真摯に受け止めなければならない問題が多く含まれているが、学校側の児相理解に関連するものも多い印象である。

自由記述(表9)から見たその代表例は①法的な制約があり、児相はなかなか強制的な対応をとれない②児相に通告したがすぐに対応してもらえなかった、というものである。

これらについては、児童虐待対応に関する基本的な誤解が存在しているように思われる。メディアの影響もあって、児童虐待と強制介入はすぐに結び付けて考えられがちであるが、事実は異なる。厚労省の統計でも虐待通告のあった子どものうち、施設入所するのは親の同意入所も含めて一割のみである⁽¹⁸⁾。しかし、社会の強制介入という風に押され、「児相は即座に子どもを保護すべきだ」「親の対応を強制的に改めさせるべきだ」と教員が感じて不思議ではない。当たり前の事であるが、子どもの強制保護には親権制限を伴うため、当然に一定の要件がある。また、保護者へ

表 8. 「仕事の範囲を超える」の自由記述

・家庭内の様子にどこまで入りこめるのか? プライバシーもあり難しい
・「教師の仕事の範囲を越える」というより、「教師の体力・精神力が持たない」と思う
・学校教育の中では保護者への働きかけを行っても強制力が伴わず、改善しない事がしばしばある

表 9. 「児相の対応が遅れる」の自由記述

・法的制約で児相が強制的に親子分離をできないことが多い
・児相は保護者に対する強制力が弱い
・通告後も関係機関はなかなか家庭には入れず、改善はみられなかった
・児相等もいっぱいいっぱい、深刻なことにならないと動いてもらえない

の強制指導に至っては今のところ制度すらない。このような対応の課題は、少しずつでも事前に児相側が学校に伝え、理解を得なければならないポイントである。

6) 自由記述から抽出された連携上の課題

対応における様々な課題は、選択式回答のみでなくアンケートの自由記述からもいくつかのパターンが抽出できる。図9のとおり、最も多い記述は「家庭の状況把握が困難」であり、「児相批判」などと共に「通告すべき基準が分からない」などが続いている。

「通告すべき基準が不明」という回答カテゴリにおける自由記述（表10）からは、子どもに日々接している教員の悩みが見えてくる。

これらの回答は、明らかに中軽度の虐待を主に想定していると考えられる。ここで問題となるのは「通告」という行為の位置づけであろう。記述を見ると、学校からすれば「通告」ははいよいよ学校だけでは対応できない時に行う、最後の手段と理解されているように見える。しかし児相側から言えば、通告は調査開始のきっかけでしかない。学校で対応の限界を探るよりも、早めの情報共有が求められている。また、様々な調査をした結果、今はまだ分離などの強い対応をする時期ではない、と児相が判断することは多い。これは意を決して通告した学校からすれば本意なことであろう。児相に対する不信感は、「対応が学校に丸投げされた」と感じている教員がいる事からも窺える（図9）。しかし中軽度の事例は学校等での見守りを続け、いざと言う時に初めて保護等の対応をとる事が多い。

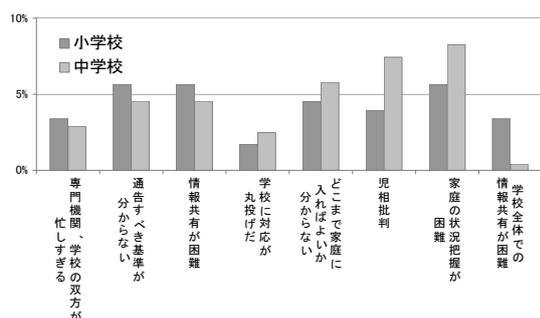


図9 自由記述から抽出した課題

表10. 「通告すべき基準が不明」の自由記述

- ・一時的なことであり、様子を見ればやがて解決されるのではないかと思ひ、対応が遅れる
- ・どの事案を通告するのかのライン引きが難しく、ついつい様子を見てしまうことで対応が遅れる
- ・ひとことで被虐待と言っても親の状況も様々で、どの時点でどこへ通告するかなど、はっきりしないことも多い

表11. 「校内連携に課題がある」の自由記述

- ・学校全体での共通認識が課題（通告以前）
- ・校内で話し合う時、どこからを被虐待とするのか等、職員間のずれがあった（通告以前）
- ・支援のための校内組織づくりと充実が課題（通告以後）
- ・教職員全体の共通理解と連携（通告以後）
- ・学校で情報を共有するのが課題（通告以後）

その点も未だに児相が学校に対して十分説明できていない重要な点である。

最後に数は少ないものの、重要な自由記述を示したい。これは「学校全体の情報共有が課題」というものである。これは圧倒的に小学校教員の意見に多い（図9 表11）。

7) まとめ

今回の調査の中で、教育と福祉の間には児童虐待対応に関する認識にズレが存在し、いまだに共通基盤に立てていない可能性のあることが明らかとなった。それらを原因として、さまざまな不信感が双方に積みあがっている可能性がある。児相をはじめとした児童福祉の機関が学校の消極さを嘆く前に、さらなる理解を求め、各機関の役割を前向きに検討しあうことが大切であろう。

ただ、今回の調査でも明らかのように、教職員は保護者との信頼関係という漠然とした言葉に、ある意味縛られているようにも見える。大切なことは、「保護者との信頼関係」と「子供の利益」が相反する場合、そのどちらを優先するのか、という最も基本的な問題に一定の整理をつけることであろう。

ただ、これらを考えつつも日々、虐待対応は進めていかなければならない。その点で学校にとって重要なのは、組織として対応するための体制作りである。今回は少数意見ながら、それに関する問題提起が小学校をはじめ教育現場から挙げられたことは注目すべき点である。

これは、前述の「専門機関と学校の役割分担」でも示したように、中学校が「他との連携」ひいては学校内外での「組織対応」に慣れているのに比べ、小学校では校内で処理できる問題が多いゆえに、それらに慣れていない結果、とも言えるのではなかろうか。

児童虐待は社会の認識が進み、その概念も広がっているところから今後も増加傾向が続く可能性は高い。地域全体の課題として様々な関係機関が協働しながらもそれぞれが主体的にかかわるような社会の構築が求められている。

（鈴木 聡）

5. 被虐待児の社会化をめぐる 学校、児童相談所との連携

1) 問題の設定と枠組み

教育現場を含む地域社会から虐待通告を受け、児童相談所によって施設入所と判断されたものは、全相談件数の約1割である。本分担領域では、このような背景のもと判断された施設入所児（以下、入所児）を対象とし、入所児がたどる社会化の過程について考察を行う。

平成21年度に行った調査研究⁽¹⁹⁾において、児童養護施設（以下、施設）の教師、並びに校区内に該当施設をもつ中学校の教員を対象に、入所児の様子について聴き取りを試みた。その結果、被面接者の教頭は「入所児とそれ以外の生徒との間に差は見られない」と回答した。また、該当入所児の担任教師は、「(入所児は) 特に問題なく見える」と答えた。

これに対して、この度実施した三重県内の小中学校教員を対象とする関連質問紙調査では、前節の図2のように、児童虐待への教員の関心度は概ね高く、図4、5、および図6からも、専門家に任せきりにするのではなく、専門家との連携が必要との見解が自由記述からも得られた。これだけ多くの教師が被虐待児童生徒に関心を持ち、専門家との連携を必要と考えているのにも関わらず、教師は被虐待経験をもつ者が多数を占める施設入所児に関しては、他の一般生徒とそれほど異なるふるまい方はないと見なすことがわかった。この背景には、危機的状態にある子どもを虐待家族から分離し、一般には安全と思われ、衣食住が保障された施設に収容したことで、教員は「ひとまず安心」と受け止める傾向にあるからとも考えられる。

ところが実際には、教師が必ずしも気付かない面で入所児は多くの問題を抱えている。たとえば、入所児は施設での多人数との集団生活を日常的に送っているため、学校での集団生活には一見適応する傾向にある。ただし、集団を離れて、いざ1対1の対人関係になると問題が見えてくると言う。例として挙げれば、放課後に学校の友達を施設に招き入れたにも関わらず、その友達は放っておいて他の入所児と遊び始めるケースがあると言われる。集団内の人間関係はかろうじて維持できるが、1対1という個人的に密接な関係に踏み込む時に、どのように関わればいいのか戸惑っている入所児の内面世界が窺える。

子どもの社会化を目指す教師であっても、実際場面では入所児が持つ独自の背景や対人関係の持ち方に見られる課題や特性を必ずしも理解できていないのではないかと考えられる。他面では、教育現場に浸透する「平等意識」が、児童生徒の見方に少なからざる作用

を及ぼして、「一般生徒と変わらない入所児」という見方に結びついているとも考えられる。

ところで、被虐待の入所児を具体的に観察すると、程度の違いこそあれ、一般社会には受け入れられないような考え方や行動をとる者がいる。もちろん、入所児の中には、職員をはじめとする大人からの関わりをきっかけに、一般に通じる標準の行動様式を身に着けることに成功する者もいる。つまり、彼らのはかつての家族において、両親という「意味ある他者」により、一般には通用しなかった社会化を遂げたにも関わらず、入所児の中には、施設職員などの新たな「意味ある他者」の働きかけによって一般に通じる社会化を遂げることが可能となった者がいるということである。このように、入所児が標準的な行動様式を獲得する際に準拠する相手は、施設職員はもちろん、教師もその主要な「意味ある他者」と言えよう。

これらから、被虐待児がその家族から施設に措置されることは、入所児が一般に通じる社会化を遂げる機会を得ることにもなると言えるだろう。しかし現状では、施設では職員の経験知によって入所児の社会化に向け対処しているにすぎず、これまで入所児の社会化過程に焦点づけ継続的に観察・分析を試みようとする研究は管見する限りでは皆無に等しいと言わなければならない。

そこで、入所児とその「意味ある他者」との相互行為の実際に焦点づけ、入所児が施設入所以前および入所後にわたってどのように社会化されてきたか、その実態に迫ることとする。その結果、施設と学校を含む地域社会が、いかに連携して入所児の社会化過程に関わるか、その一端が明らかになるものと思われる。今回の論稿では、入所児の施設入所から高等学校入学前後までの経験を分析の対象とする。今後は、長期にわたる時間軸に沿ってその折節にみられる経験に注目していきたい。

以上から、入所児の社会化過程を分析するにあたって、「入所児のうち、乳幼児期の早い段階で親子関係の基礎を習得したと思われる被虐待児は、施設入所後、意味ある他者を獲得してやがて、標準的な価値・規範や行動様式を身に着けることができる。入所児はこれまで虐待家族で身に着けてきた自らの価値・規範や行動様式では一般社会に受け入れられない事実と直面して、これと葛藤しながらも克服して、通常の社会化を遂げていく」という仮説を設定する。

以上の仮説を証明するために、既に試みた調査研究に加え、再度面接を補足的に行った結果も併せて考察を加える。

2) 調査手順の概要と結果の考察

ここでは、表 12 のとおり、入所児 K を対象として分析する。したがって、女児 R の事例については、時間の制約上、今回取り上げない。

表 12. 調査対象及び実施時期

実施日時	被面接者
H 21/10/16	三重県内 児童養護施設 A 施設長 男性 50 歳代
11/02	同上 施設 A 職員（男児 K 担当） 男性 30 歳代 職員（女児 R 担当） 女性 20 歳代 入所児が通学する公立中学校 C 教頭 男性 50 歳代 男児 K の担任 男性 30 歳代 女児 R の担任 男性 40 歳代 養護教諭 女性 40 歳代
H 23/09/21	同上 施設 A 職員（男児 K 担当） 男性 20 歳代 男児 K にも、担当職員を通じて面接を依頼したが、現時点では実現できなかった

【児童養護施設 A 男児 K の事例】

家庭状況

母親は日中、パート職員として朝から夕方まで勤務した後に夜も仕事をしていた。パチンコ等のギャンブル好きである。父親は借金を抱えていた。両親ともに、子どもの世話をしていない。K が 5 歳の時に両親は離婚。母親の再婚相手が転勤族で、母親は養父である夫について転勤先に行きたいが、K や K の妹が施設 A にいるため、三重県に残る。

家の中には 10 匹を超える数の猫と犬を飼っており、足の踏み場も無いほどのゴミ屋敷であった。

K の姉も、以前施設 A に入所しており、中学校卒業と同時に家庭復帰し、スーパーマーケットに就職したものの、母親が再婚後出産した妹達の面倒をみなければならず、退職した。現在は家事に従事している。

入所理由

幼稚園では、K は他の園児に対して「殺したる」という発言が目立ち、喧嘩を頻繁に起こしていた。幼稚園の職員は K の行動が気になっていたが、生活の不衛生さを思わせる K の身なりから虐待通告となった。見相による介入後、両親共に養育能力が無いと判断され、K が 6 歳の時に施設措置となる。

男児 K に関する、施設の担当職員と学校の学級担任の回答

※「 」内は被面接者の回答。回答内の（ ）は筆者が付け加えた説明。

『入所～中学入学』

①担当職員：「小学校の時から身体が大きくて、ちょっとのことですぐにキレてましたね。最近で言う『すぐにキレる子』ってやつですかね。あとは、本気かどうかわからないけど、施設の女性職員を蹴っていたこともありました。施設ではそういうことはあったけど、小学校で暴れたというのは聞いたことがないですね。」

『中学入学～高校入学前』

②担当職員：「施設では、小学校 6 年生の時から、中学生になったら何の部活にはいるの？っていう話をするんですよ。K がサッカー部に入ったのは、同じ中学生の入所児が部活動に入っていたからだと思います。3 年間部活を続けられたのは、顧問（担任）の先生のお陰だと思いますね。」

③担当職員：「K は担任の先生を尊敬していました。と言うか、崇拝していましたね（※学級担任は 3 年間を通して同じで、サッカー部の顧問でもあった）。担任の先生はすごく厳しい先生でした。K は担任を慕ってましたし、担任も K のことが好きやったんちゃうかな（可愛がっていたという意味）。」

④担当職員：「受験のときにトリマーを目指したのは、元々家に沢山犬とか猫とかを飼っていたからですかね。本人（K のことを指す）は母親がトリマーをしていたからと言ってみたいですけど、お母ちゃんがトリマーだったという記録はないですね。結局は県立の農林高校の動物科学コースを受けて合格しましたね。」

⑤学級担任：「小学校のときには『暴れん坊』っていうレッテルを貼られていたみたいですけど、中学校に入ってからはそういう面は見られませんでしたね。」

⑥学級担任：「K との個人面談の時には『お前は、他の子たちよりも自分の力で生きていかなあかんで』と話したこともありました。」

『高校入学～平成 23 年 9 月現在』

⑦担当職員：「高校に入ってから畜産に触れて、自分がその世界に向いてないって感じたみたいですね。今は飲食店のバイトを頑張ってる、多分卒業したらそっち系（飲食店関係）に就職しようと思ってるんじゃないですかね。」

⑧担当職員：「K が通ってる学科はその高校の中で一番優秀なとこなんです。すごいでしょ？しかも、

今は、生徒会にも入って、ボランティアもして、アルバイトもしてるんですよ。しかも、いろんな資格試験も受験してますよ。」

⑨担当職員：「将来は1人で自立したいって考えていますね、今のところは。お母ちゃんはKが高校卒業後、家に帰ってくるって思ってるみたいです。Kはお母ちゃんのこと好きだからね。自分が家に戻ったら一家の稼ぎ手になるってわかってるから本当は家に戻りたくないんですけど、お母ちゃんが好きだから上手いこと断れないんですよね。」

⑩担当職員：「やっぱり、Kが今も高校で頑張ってる、将来、自立しようって考えられてるのは、中学校のときの担任の先生との出会いが大きかったんじゃないですかね。Kにとって、ほんとうにいい出会いがあったと思います。」

考察

面接調査で得られた回答のうち、上記の①～⑩の内容をもとに考察を進める。

『男児Kにとっての「意味ある他者」』

②、③から、男児Kは中学校の学級担任（部活動の顧問）を尊敬しており、⑧にあるように、無事に高校へ進学し、自立を目指して将来に向けた準備をできているのも、⑥、⑩に表れているような担任との関係があったからではないだろうか。今回はKから直接、中学校の担任をどのように捉えているかという手がかりを得ることができなかったが、学級担任はKにとっての「意味ある他者」であると考えられよう。

『男児Kにとっての母親の存在』

④にあるように、Kは高校受験の際に、将来トリマーになることを目標に、それに繋がる高校を受験した。母親が実際にトリマーをしていたかどうかはわからないが、Kが進路選択の基準に母親の存在を表明したことは事実である。これは、何らかの形で母親と繋がっていたいという、意識・無意識の準拠ではないだろうか。しかし、高校に進学してからは⑦のように、将来目指すものが変化し、⑨のとおり、自らの将来設計に関わり、母離れして自立への道を進もうとしている面もあることが読み取れる。

以上から、Kは施設入所後、中学校の学級担任という「意味ある他者」の存在によって、将来を見据えた判断軸を得た。また、母親に準拠しながらも、母の「Kは家に帰ってくる」という希望に反し、自立したいという精神的・経済的自立の傾向も見られ、父母と

いう最も基盤になる「意味ある他者」への準拠を経て、さらに新たな「意味ある他者」に準拠するという、ここに通常の社会化を遂げつつある証左が窺える。

これにより、仮説は現時点で、一部証明されたと言える。なぜならば、実際には、この最も基本になる親との関係すら築けなかったために、施設入所後も「意味ある他者」を獲得することが非常に難しい入所児もいることを付け加えておきたいからである。

また、本担当の冒頭に取り上げたように、学校の教師は施設入所児が虐待の危機から逃れたために、「一安心」と感じ、それほど注意して見ることをしなくなるとも考えられる。これは①、⑤に表れているように、教師には入所児が学校での生活に適應しているように見えるため、施設側には問題の報告がないと考えられる。しかし、先の調査の中で、男児Kの担当職員から「入学前に担任をする入所児の家庭背景やその子自身の特徴などの情報を得ようと施設へ出向く教員もいれば、その逆で、まったく事前の情報収集をしない教員もいる。」という指摘があった。基本的に、入所児が学校に通う場合、施設から学校側に入所児それぞれの詳細を伝えているのだが、先のように第一線で児童生徒と関わる担任等の教師の中には、施設と入所児に対する関心や対応の準備などに差がある。また、施設が校区内にある学校に勤務経験のある教師は、多少なりとも施設に対する予備知識や理解があると考えられる。他方、施設や入所児に初めて接触する教師はどれだけ施設や入所児のことを把握しうるのが懸念される。この点に関しては、今後の調査においてその実態を把握していくことにする。

今回は被虐待児に焦点を絞ったが、実際には両親との関係修復の難しさや、施設内における上級生から下級生への暴力、異性・同性間における性被害という危機に、入所児は日々さらされている。

最後に、一般の生徒のみならず入所児にとっても教師は「意味ある他者」になり得る事実が明らかとなった。また、この度、取り上げた男児Kの事例に関しては、引き続き観察を重ね、可能ならば「意味ある他者」に関する本人の意味付与を明らかにしていくことにする。

さらに、当分担当領域で触れるはずであった児童相談所との連携については、残された課題である。今後の共同研究で明らかにしていくことにする。

最後に、一般の生徒のみならず入所児にとっても教師は「意味ある他者」になり得る事実が明らかとなった。

(山川 将吾)

<注>

- (1) 平成 21 年度文科省「平成 20 年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」による。
- (2) 平成 21 年度文科省「公立学校教職員の人事行政の状況調査」による。
- (3) OECD の「図表で見る教育」（平成 21 年度版）による。
- (4) 平成 21 年度福祉行政報告例 図 2
- (5) 児童相談所（以下、児相）が対応した児童虐待件数は、全国調査開始平成 2 年度の 1,101 件から昨 22 年度には 55,152 件に上る急増傾向をみせている。ただし、同年 3 月に発生した大震災で集計不能な宮城、福島両県を除く。（平成 23 年 3 月末厚労省調査）
- (6) このように生徒指導上の課題を虐待と関連づけて把握する視点からの記述は、教育社会学の分野では稀少である。かかる視点から生徒指導に関わる教師役割を因果関係の面から捉え直すことにより、従来生徒の「非行」「いじめ」「不登校」さらには「授業崩壊」や「学級崩壊」現象を全体関連のもとに構造面からみたら有機的な対応が可能となるだろう。類似の視点から、玉井邦夫著『学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き—子どもと親への対応から専門機関との連携まで—』明石書店 平成 19 年 252～256 頁の著作は貴重である。
- (7) 蓮尾直美著『学校教師の意思決定過程—ミクロ・マクロの分析視点から—』三重大学教育学部研究紀要第 39 巻 83～95 頁。
- (8) E. デュルケム「教育と社会学」佐々木交賢訳、誠信書房 昭和 52 年 58 頁。
- (9) 文科省と厚労省による通達において、教育現場との連携を促進させようとする動き（時事通信平成 23 年 4 月号）が認められる。この事実は、学校教師間また外部機関との間に役割認識の温度差を窺わせるものと言える。
- (10) 平成 21 年度 福祉行政報告例（厚労省）報告 表 45
- (11) NHK スペシャル「広がる学級崩壊」平成 10 年報道。また、同 10 年 4 月 6 日付毎日新聞社・教育取材班「壊れていく授業」参照。
- (12) 調査Ⅲ及びⅣについての結果報告は、後日を期して発表予定。
- (13) 平成 21 年度 福祉行政報告例（厚労省）報告 表 49
- (14) 平成 21 年度 福祉行政報告例（厚労省）報告表 49 の 2
- (15) 「児童相談所における児童虐待相談対応件数」（平成 21 年度厚労省）
- (16) 「児童虐待の防止等に関する法律」 第六条
- (17) 津崎哲郎「新たな理念としての父性的ソーシャルワーク論」『月刊 少年育成』564 号 平成 15 年 3 月号 7 頁
- (18) 前出（10）と同様
- (19) 山川将吾 卒業論文 児童養護施設入所児がより良い学校生活を送るための支援～学校と児童相談所との 3 機関連携から～ 平成 21 年度

<附記>

今回の共同研究報告は、第 63 回日本教育社会学会（平成 23 年 9 月 23 日～25 日、於・お茶の水女子大学）での研究発表をまとめたものである。

研究代表者である蓮尾は 1. 問題の設定、2. 研究枠組み及び 3. 調査の方法を担当した。また、鈴木氏は 4. 児童相談所から見た教育現場の被虐待児発見と対応の実際について分担執筆した。さらに、院生の山川氏は 5. 被虐待児の社会化をめぐる学校、児童相談所との連携を執筆分担した。

今回は、紙面の都合上割愛した 6. 学級社会での被虐待児発見と組織対応に関する教師役割の葛藤とその再規定（蓮尾の担当）については、本学部附属教育実践総合センター研究紀要（平成 24 年 3 月刊行）において執筆を行った。

なお、三重県の保・幼・小・中・高・特別支援の各学校の諸先生、並びに市町児童福祉関係機関をはじめ関係の皆様には、ご多忙の折にもかかわらず、調査に快くご協力を賜りました。この場を借りて、深謝の意を捧げます。

また、この共同研究は、マツダ財団奨学寄付金による研究助成であることを申し添えます。

（研究代表 蓮尾直美）